

第4期 恵庭市生涯学習基本計画（案）



恵庭市教育委員会

～ 目 次 ～

| | |
|-----------------------|----|
| 第1章 策定の趣旨 | |
| 1 計画策定に至る経緯 | 1 |
| 2 策定の目的 | 1 |
| 3 計画の位置づけ | 1 |
| 4 計画の期間 | 2 |
| 第2章 生涯学習の意義 | |
| 1 生涯学習とは | 2 |
| 2 生涯学習の必要性 | |
| (1) 人や地域社会とのつながりをもたせる | 3 |
| (2) 子どもたちの育ちを支える | 3 |
| (3) 地域の活性化へ寄与する | 3 |
| (参考資料) まち・ひと・しごと創生 | 4 |
| 第3章 恵庭市の生涯学習の現状と課題 | |
| 1 第3期恵庭市生涯学習基本計画の検証 | 5 |
| 2 恵庭市の特性(現状と課題) | 6 |
| 3 学習ニーズ | 7 |
| 第4章 計画の基本的な考え方 | |
| 1 基本理念 | 8 |
| 2 基本理念の実現のために | 9 |
| 例) 通学合宿 | 10 |
| 3 基本目標 | 11 |
| (1) 地域コミュニティ活動の推進 | 12 |
| (2) ふるさと教育の推進 | 13 |
| (3) 読書活動の推進 | 13 |
| (4) 文化芸術活動の推進 | 14 |
| (5) スポーツ・健康づくりの推進 | 14 |
| 4 取組計画 | 15 |
| 第5章 計画の推進方法 | |
| 1 推進の考え方 | 15 |
| 2 推進の体制 | 16 |
| 3 成果指標 | 16 |
| 4 評価方法 | |
| (1) 基本目標に関する評価方法 | 17 |
| (2) 事業評価方法 | 17 |
| (3) かつてに表彰 | 18 |

| | |
|---------|----|
| 5 評価の視点 | 18 |
|---------|----|

参考資料

| | |
|-------------------------|----|
| ・ 恵庭市生涯学習推進協議会設置要綱 | 19 |
| ・ 恵庭市生涯学習推進協議会（第3期）委員名簿 | 20 |
| ・ 恵庭市生涯学習推進会議設置要綱 | 21 |
| ・ 基本計画策定までの経過 | 23 |

第1章 策定の趣旨

1 計画策定に至る経緯

市民が充実した人生を送るためには、生涯にわたり学習活動を行うことが重要であり、そのため市民の学習活動の促進や学習環境の整備が求められていたことから、恵庭市では平成8年に「恵庭市生涯学習基本計画」（以下、「基本計画」という。）を策定しました。この基本計画に基づき、生涯学習施策を総合的に推進することにより、学校を拠点とした「コミュニティスクール」の実現等、本市の生涯学習の推進に一定の成果をあげることができました。

このたび平成27年度をもって「第3期恵庭市生涯学習基本計画」の計画期間が満了となることから、引き続き計画的に生涯学習施策を推進していくために、現状を把握し、時代の変化に対応した本市の生涯学習推進の指針となる「第4期恵庭市生涯学習基本計画」を新たに策定することとしました。

【生涯学習基本計画】

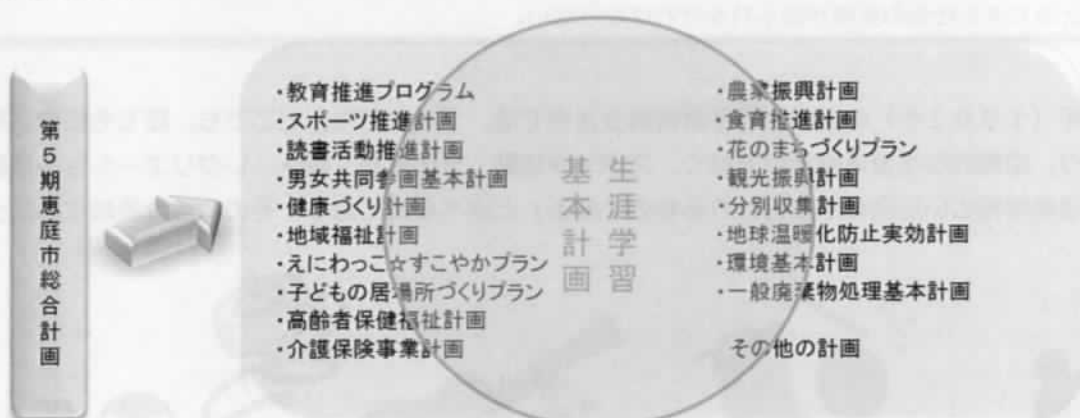


2 策定の目的

今後の生涯学習推進の基本的な考え方と方向性を示し、これらに基づき関連施策を総合的・計画的・体系的に進めていくことを目的として策定します。

3 計画の位置づけ

- (1) この計画は、「第5期恵庭市総合計画」の中で位置づけられた基本目標等を生涯学習の視点から総合的に推進することを目的とした個別計画です。
- (2) 生涯学習は、さまざまな学習を行うことであり、他の個別計画の中にも、生涯学習の視点が含まれていることから、相互につなぐ役割を果たしながら、生涯学習の理念の実現を図る計画として位置づけています。



4 計画の期間

「第4期恵庭市生涯学習基本計画」の期間は、平成28年度から平成32年度までの5年間とします。

【第5期恵庭市総合計画】



第2章 生涯学習の意義

1 生涯学習とは

「生涯学習」とは、学校における教育や学習にとどまらず、自らの意思と選択によって、人生のあらゆる成長過程で、各々の興味・関心や生活領域に応じ、さまざまな学習をすることであり、教育基本法において「生涯学習の理念」は以下のとおり示されています。

教育基本法 第三条（生涯学習の理念）

国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。

平成4年（1992年）の国の生涯学習審議会答申では、「いつでも、どこでも、誰でも自由に取り組めるものであり、組織的な学習活動だけでなく、スポーツ活動、文化活動、趣味、レクリエーション活動、ボランティア活動等幅広い活動の中で行われるものである」と述べられており、その内容は多岐にわたっています。



2 生涯学習の必要性

生涯学習の必要性は、色々なところで指摘されており、その理由としても様々なことが挙げられています。が、「第3次北海道生涯学習推進基本構想」では、以下のとおり整理しています。

生涯学習には、職業上の能力の向上等による自己実現や、生きがいとゆとりある充実した生活を創出するために行うことに加え、次のような新たな意義や役割が求められています。

(1) 人や地域社会とのつながりをもたせる

一人一人が学習を積み重ねる中から、地域に関わりをもつことや住民相互のふれあいを広げること、また、学んだ成果を自治会・町内会活動やボランティア活動等で生かすこととおして、地域の中で「居場所」や「出番」を獲得し、他者のためになっているという自己有用感を感じ取ること等、「人や地域社会とのつながりをもたせる」こと。

(2) 子どもたちの育ちを支える

子どもたち自身が、これからの北海道の持続的な発展のために必要な人材として、基本的な学力や生活習慣等、学習者としての素地を身に付けることができるよう、地域の大人が子どもたちとの関わり方について学ぶことや、学んだ成果を生かして子どもたちの成長を支える活動を行うこと等、「子どもたちの育ちを支える」こと。

(3) 地域の活性化へ寄与する

学習をとおして、新たな知識や技能を習得するとともに、地域の課題を見付けて考える力、知識や情報を活用して課題を解決する力等、実社会で生きていく上での総合的な力を身に付け、その力を生かして地域づくりを進めること等、「地域の活性化へ寄与する」こと。

★ 恵庭市における生涯学習活動 ★

(1) 人や地域社会とのつながりをもたせる



子どもから高齢者までの居場所づくりとしてサロンを開設！地域の方が講師となり、いきいき百歳体操や手芸教室、昼食会を実施しています。参加する方の居場所であるとともに講師の発表の場にもなっています。

(2) 子どもたちの育ちを支える



通学合宿では「地域の子どもは地域で育てる」という趣旨のもと、子どもと地域の大人の接点をつくり、子どもに特技や知恵を伝えることにより、地域の大人が子どもの成長を支えることや子どもとの関わり方を学んでいます。



(3) 地域の活性化へ寄与する

コミュニティスクールでは、学校を拠点とした生涯学習の振興を通して、地域づくりにつなげています。活動を通じた学びやネットワークを活かして地域で防災を考える「防災・防犯フェスタ」を実施し、学びの輪を広げております。



まち・ひと・しごと創生

国では、人口減少を克服し、地方創生に取り組むために、「まち、ひと・しごと創生」に掲げていますが、その中でも、生涯学習の担う役割の重要性が益々高まっています。



日本は、平成20年(2008年)をピークとして人口減少局面に入ってきています。

出生率が低下し、人口規模が長期的に維持される水準を下回る状態が、今日まで約40年間続いてきましたが、戦後のベビーブームとよばれる人口の多い年があったため、出生率が下がっても、出生数が大きく低下しなかったこと、および平均寿命が伸び、死亡数の増加が抑制されたこと等により、日本の総人口は長らく増加を続けてきました。

しかし、この「人口貯金」とも呼ばれる状況が、平成20年(2008年)に使い果たされ、これを境に日本の総人口は減少局面に入りました。

いったん人口減少が始まると、減少スピードは今後加速度的に高まっていくと考えられています。

人口減少と合わせて高齢化が進行することにより、社会保障費の増大や消費市場の規模縮小だけでなく、深刻な人手不足や住民の経済力の低下等により、地域社会の基盤の維持が困難になることも考えられます。このため、国としては、これまでにない危機感をもって、「まち・ひと・しごとの創生」への取組を始めました。

「まち・ひと・しごと創生」においては、子育てや地域の活性化が重要な要素っており、他にも、インターネットなど情報化ネットワーク社会の進展や人口構造の変化を背景としたライフスタイルの多様化、相次ぐ自然災害による安全・安心への意識や環境問題への意識の高まりにより、生涯学習の担う役割の重要性が益々高まっています。

「まち・ひと・しごと創生法」は、「まち」(国民一人一人が夢や希望を持ち、潤いのある豊かな生活を安心して営める地域社会の形成)、「ひと」(地域社会を担う個性豊かで多様な人材の確保)、「しごと」(地域における魅力ある多様な就業の機会の創出)を一体的に推進することを目的としています。

これらの推進には、地域の特性に即した地域課題の解決が必要とされており、また、北海道においても「本道における人口減少問題に対する取組指針」において、今後の取組の方向性として、「まちづくりとコミュニティの再構築」、「地域の特色を生かした教育」、「様々な学習機会の提供による社会教育の充実」などを掲げており、生涯学習の必要性は益々高まっています。

第3章 恵庭市の生涯学習の現状と課題

1 第3期恵庭市生涯学習基本計画の検証

平成23年度から平成26年度までの4年間で102事業の評価を実施してきました。

これらの事業について、評価結果をデータ化した分析（客観的方法）と、所管課職員のアンケートによる検証（主観的方法）を行い、それらの結果を踏まえて、市職員で組織する恵庭市生涯学習推進会議（以下、「推進会議」という。）において、総合的に検証しました。

市民で組織する「恵庭市生涯学習推進協議会（以下、「推進協議会」という。）」の委員が評価することにより、「市民感覚や望まれる方向性が確認できた」等、参考になったという意見が多く、また、「それらの意見を実際に事業に取り入れて活用した」、「市職員の意識が変わった」という意見がありました。

一方で、評価者や評価事業が毎年変わることにより長期的な検証ができない等「**評価方法に関する課題**」、**「評価意見の記載方法に関する課題**」、**「評価の仕組みに関する理解不足**」、**「評価のための計画になっている**」、**「事業評価だけでは、全体の推進状況が見えにくい**」等「**体制に関する課題**」が明らかになりました。

第3期恵庭市生涯学習基本計画の特徴

○計画の構成

基本計画では、基本理念と3つの基本目標により、方向性と視点を指標として定め、計画の具体的な取組については、毎年策定しました。

- ・基本理念「楽しく学んで、その成果が生かされる地域づくり」
- ・基本目標 A「学びを支援する環境づくり」
- ・基本目標 B「学びから生まれる人づくり」
- ・基本目標 C「学びを通じたネットワークづくり」

3つの基本目標は、細分化され、それぞれに2~4の視点が示されています。（体系）

基本目標 Aでは、5分割されて、それぞれに2~4の視点が示されています。

基本目標 Bでは、2分割されて、それぞれに2の視点が示されています。

基本目標 Cでは、3分割されて、それぞれに2~3の視点が示されています。

○計画の推進方法

推進協議会と推進会議の2つの組織により、市民と行政の両輪で推進を図りました。

計画の推進として、毎年、生涯学習に関係する事業を選択し、その事業を評価してきました。

（評価の仕組み）

- ① 所管課において評価事業を選定し、「事業計画」を提出。
- ② 事業計画をもとに、評価する協議会委員を選任し、評価を実施。
- ③ ②の結果を受けて、最終的に所管課が事業を評価し、次年度以降に活かす。

楽しく学んで
その成果が生
かされる地域
づくり



事業実施前に委員と行政担当者が顔を合わせて距離感を縮めました。



事業へ足を運び行政担当者とは対話して事業評価を実施。

2 恵庭市の特性（現状と課題）

恵庭市では、これまで続いてきたような人口増加が止まり、微増微減を繰り返しています。

今後、人口減少に転じることが想定される中、働く世代、いわゆる労働人口の減少は既に始まっており、町内会加入率も、66.7%と徐々に減少傾向にあります。

推進協議会において、ワークショップにより「恵庭市の良い点（もっと伸ばすところ）」と「恵庭市の課題」について検討したところ、もっと伸ばすところとして、「読書活動」、「高齢者と子どもの交流」、「市民活動が活発」等があり、また、課題として、「交流」、「PR」、「参加」等があげられました。

テーマ「恵庭市地域課題を考えよう」、「恵庭市の良いところ、悪いところ」

◆もっと伸ばすところ◆

- ・読書活動（図書館司書が全ての小中学校に配置されている、ブックスタート、朝読書、読み聞かせ等）
- ・高齢者と子どもの交流、人のつながり
- ・市民活動が活発（町内会活動、ボランティア含む）
・・・ 通学合宿等
- ・行政との協働 ・・・ 市民・行政の壁を取り払う
- ・子育て ・・・ 小・中学校に課題
- ・花のまち、花壇
- ・食、農業
- ・学校との連携
- ・長寿大学

◆課題◆

- 交流 ・・・ 人の交流を生む
他地域との交流、幅広い年齢層での交流（世代間交流）、文化とスポーツの交流、学校-地域-P.T.Aの交流 等
- PR ・・・ 情報発信不足（知ってもらふ、理解してもらふ）
行事のPR, 町内会を知ってもらふ、町内会活動を理解してもらふ、地域の良さを知る、周知方法の確立、声かけの必要大、仲間づくりを意図的にすすめる 等
- 参加 ・・・ 人とのつながり
(1) イベントへの参加
・参加したい、楽しいと思われる企画力
・環境整備 ・・・ 参加する場所、足の確保（エコバス等）
(2) 企画する側への参加
・中年層のつながり
・若い世代の町内会活動参加
・ボランティアをつなげていく
・協力者の拡大
・学校中心（人がつながる身近なもの）
・市民活動センターを活用し、地域と人のつながりを強固に
- 高齢者対策 ・・・ 声かけ、見守り、宅配サービス等
- 公園の整備、活用



3 学習ニーズ

推進協議会のワークショップにおいて、「どんな学習が求められているか」をテーマに検討した結果、「人材育成」、「ふるさと教育」、「情報交換」、「年齢を問わない交流の場」、「PR方法」、「体験活動」等があげられました。

また、恵庭市総合計画策定時の部会からの提言として、「弱者をつくらないための世代間交流とコミュニティの再構築」、「学びのまちづくり」、「コミュニティの再構築のためのコミュニケーションの活性化」等があげられ、キーワードとして「人とのつながり」、「市民相互の距離を縮めるための取組」、「恵庭愛、地域への誇りの醸成」を重視するとしています。



総合計画 市民まちづくりワークショップの様子

テーマ「どんな学習が求められているか」

◆学習課題◆

- 人材育成
 - ・核となる人（主体的に動く人）を増やす
 - ・活動の担い手を増やす
 - ・青年層の育成
- ふるさと教育
 - ・恵庭（地域）の歴史を学ぶ
 - ・郷土資料館の活用（アクセスの改善含む）
- 情報交換、情報共有
 - ・他の地域との情報交換
 - ・他の町内との交流、学区単位
- 年齢を問わない学びの場
 - ・幼稚園児、低学年生と老人との交わり、学習を通して
 - ・大人と子どもの共通学習
 - ・ジャンルごとの学習 ・・・・ ・スポーツ ～ ○○、 ・文化 ～ ◇◇
- PR ・・・・ 情報発信
- 体験する事業
 - 体験から気づきがある。 → 関心が高まり、人に伝える。
- 発想力の強化（頭をやわらかく）
- コミュニケーション
 - ・コミュニケーションが苦手な人でも参加できるもの
- 芸術、美術 →子どもにふれさせる
- 職業紹介
 - 子どもたちに、地域の大人がこんな仕事をしているという話（職業の紹介）をして欲しい
- 協働
- 花のまちづくり
- 子ども達に参加意識を持たせる取組

◆学習方法◆

- ・人づくり、若い世代の参画
- ・世代交流
- ・学校をコミュニティの場として利用
- ・若者、高齢者、行政 全ての人と同じベクトルを持つ
- ・市民講座の活用・スマホ、PCを利用した情報交換

第4章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

次世代につなぐ“人づくり”“地域(まち)づくり” ～ 学びの場の創造と誰もがふれあえる環境づくり ～

生涯学習が推進され、誰もが楽しく学んで、その成果が活かされる地域(まち)とは、どのようなまち?

その1

地域コミュニティ活動が活発で、地域(まち)のリーダーが存在し、地域(まち)の大人が地域(まち)の子どもを育てる「地育」も地域力で行われ、その結果、地域(まち)では子どもも大人も皆が顔見知りになり、地域(まち)を行き交う人が笑顔で挨拶を交わすような住み心地の良い地域(まち)。

その2

ふるさとの良さを学びながら、地域(まち)の方に育てられた子どもたちが大人に成長すると、地育でお世話になった高齢者の安全・安心のため、声かけ等の見守りも積極的に行われるような、地域の課題は地域で力を合わせて解決できる地域(まち)。

その3

市民活動も盛んで、全国的に有名な「読書」の他にも、ガーデニング、スポーツ、文化芸術活動等も盛んに行われ、いつでも、どこでも学習できる環境の整った地域(まち)。

このような地域(まち)は、「魅力あるまち(ふるさと)」となり、高齢者や子ども達にとっても「安全・安心な地域(まち)」になります。そのような地域(まち)を創るためには、中心となる人(リーダー)、地域活動を推進する人、地域活動に参加する人、そのような地域(まち)に愛着を感じる人等、“人づくり”が重要です。

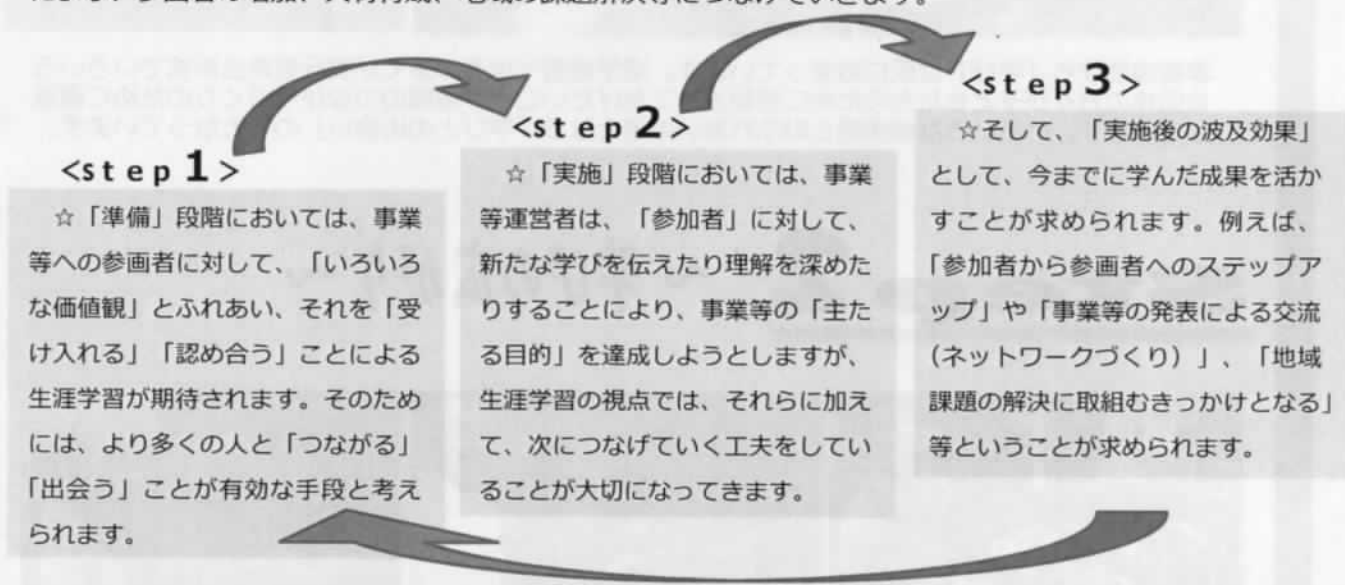
「地域(まち)づくり」には、「人づくり」が重要であり、人づくりが次世代につながり、理想の地域を創造していく。そのような思いを込めて、「次世代につなぐ “人づくり” “地域づくり”」を理念とします。そして、“人づくり”、“地域(まち)づくり”のため、学びの場の創造と誰もがふれあえるような環境づくりを目指します。

2 基本理念の実現のために

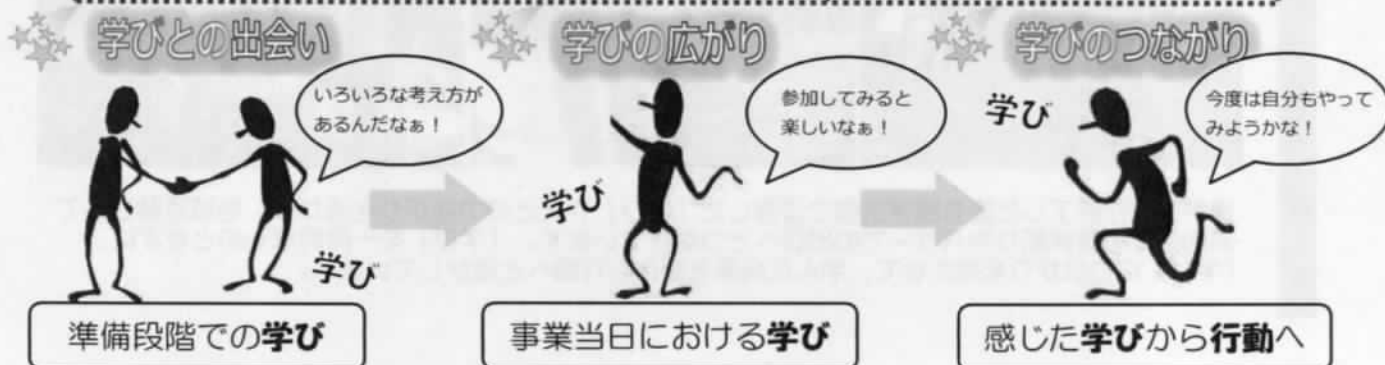
生涯学習は、市の主催事業、市との協働事業、市民活動等（以後、総称して「事業等」という。）の過程において推進されますが、事業等運営者の多くは、事業等を実施するきっかけとなった「主たる目的」を重視し、それ以外の視点については、あまり意識しない傾向があります。

そこで、推進協議会としては、生涯学習の視点から、事業等運営者が重視する「主たる目的」以外の部分について、評価・検証を行い生涯学習を推進するとともに、事業等運営者に対し『「生涯学習の視点」とは、将来に渡り、事業等が拡大・発展していくために必要な視点である。』との理解を求め、その結果双方が協力して取り組んでいくことを目指します。

生涯学習としての「学び」は、事業等の「準備」および「実施」段階に行われ、事業等の実施後には、その「学び」を、そこで終わらせずに、次につなげていくことが求められます。これらが推進されるように、助言することが、推進協議会委員による評価・検証になります。そして、これらのサイクルを繰り返すことにより、参画者の増加、人材育成、地域の課題解決等につなげていきます。



Step 1～3を、毎年繰り返すことにより基本理念である“人づくり”、“地域づくり”につなげていきます。



Step 1 ～学びとの出会い～



準備段階から「学び」は既に始まっています。通学合宿ではその多くが実行委員会形式でいろいろな団体の方々が子どもたちのために経験させてあげたいことや地域のつながりづくりのために議論しています。いろいろな価値観とのふれあいの場となり「学びとの出会い」の場となっています。

Step 2 ～学びの広がり～



いよいよ本番！子どもたちのために準備してきたプログラムを実践する場となります。当日子どもたちにどのように伝えるかを「学び合い」ながら、子どもたちの「学び」を支援しています。子どもたちの反応を目の当たりにしながら、大人が学ぶ場になっているとの感想も多々あり、「学びの広がり」を感じられます。

Step 3 ～学びのつながり～



通学合宿が終了した後も通学合宿で獲得した「学び」や人とのつながりを活かし、地域活動として運動会での賞状配りやバザーでの出店へとつなげています。「学び」を一時的なものにせず、「学び」につながりを持たせて、学んだ成果を新たな行動へと活かしています。

3 基本目標

生涯学習の推進としての視点は広く、例えば、事業の企画・準備段階での視点や、事業後の学びの広がりという視点等、1つの事業の中にも、いくつもの視点があります。

その広い視点の中で、本計画においては、理念に掲げた“人づくり”“地域（まち）づくり”を重要な視点として推進していきますが、理念を細分化した基本目標では、1つの事業においても、複数の目標に合致するため、非常に複雑で、進捗状況等計画の評価も難しくなります。

そのため、基本目標につきましては、“人づくり”や“地域（まち）づくり”につなげるための具体的な施策を、5種類に分類して、目標として掲げました。

(1) 地域コミュニティ活動の推進

(2) ふるさと教育の推進

(3) 読書活動の推進

(4) 文化芸術活動の推進

(5) スポーツ・健康づくりの推進



(1) 地域コミュニティ活動の推進

多世代交流事業を含め、各種事業の推進により、市民活動の活性化や「市民」、「市民団体」、「民間事業者」、「行政」の協働等を図り、次世代につなぐ“人づくり”につなげます。

事業（イベント）および主催者（企画・運営）への参加者を増やすことにより活性化を図り、事業の中で新しい地域のリーダーが育成されるように努めます。特に、青年層や中年層等の若い人の参加者を増やすために、PR力の強化、企画力・創造力の向上を図ります。

また、地域の人材を活用する等、参加者が生きがいを感じながら、楽しく学びあうことにより、地域を育てていきます。

▼この基本目標は、下記の施策の展開を中心に推進していきます（重点施策）

①コミュニティ事業の推進

心豊かな子どもの育成を目的として、科学や自然への好奇心を大切に、自ら課題を見出し解決する力を養うために、コミュニティ事業を推進します。

【事業の例】

- コミュニティ・スクールの推進
学校を中心とした地域づくり
- 「通学合宿」の推進
- 体験教室の推進

②年齢を問わない学びの場の推進

生涯各期に応じた学びの場のほかに、大人と子どもが相互に学びあえる場を提供します。

【事業の例】

- 「土曜スクール」の推進
- 「長寿大学」の推進
高等教育機関等との連携
- 市民交流事業の推進

③多世代の居場所づくり

多世代が気兼ねなく集える居場所をつくり、地域住民が次世代の子どもを育む環境を整備します。

【事業の例】

- 「柏地区生涯学習施設」の整備・活用
- 地域による居場所づくりの推進
- 子どもの集う場所整備

④参加者の増加

事業の企画力向上、団体間のネットワーク構築による情報の共有等により、事業（イベント）への参加者を増やします。

【事業の例】

- イベントPR力の強化
- 企画力・創造力の向上
市民講座の活用
ネットワークによる情報交換
- 参加しやすい環境整備

⑤参画者の増加

PRにより、活動内容を理解していただいたり、魅力ある事業にすること等により、市民活動・ボランティア活動（企画側）への参加者（参画者）を増やし、ともに支えあう地域づくりを進めます。

【事業の例】

- 「介護支援ボランティアポイント制度」の導入
- 市民活動・ボランティアの養成
- 患庭知恵ネットバンクの充実

(2) ふるさと教育の推進

ふるさとと恵庭について、文化や歴史、自然だけでなく、「本のまち」、「花のまち」や「市民活動が盛んなまち」等のまちの良さを知り、その恵庭の魅力を発見することが、ふるさと意識の醸成の第一歩です。恵庭の歴史を学んで、自分たちはこれから何をしていくのか考えるきっかけづくりをしていき、「ふるさとの良さを知り、ふるさとから学び、ふるさとに生きる子どもの育成」を推進します。

▼この基本目標は、下記の施策の展開を中心に推進していきます（重点施策）

①ふるさとの良さを学ぶ

学校で行われる「ふるさと教育」の推進のほか、学校と地域との連携による「ふるさと教育」等をとおして、恵庭の歴史・文化等を学ぶとともに、恵庭の特色である「本や花によるまちづくり」を推進します。

【事業の例】

- “ふるさと文化”の学びと継承・発展
- 地域と学校が一体となった教育活動の推進
- “ふるさと教育”を支援する人材の発掘と活用

②郷土資料館の活用

郷土資料館は、恵庭の自然・歴史・文化を踏まえ郷土資料の収集や歴史的文化遺産の保護・活用を図り、これを未来に引き継ぐことにより、教育・文化・学術の発展に寄与し、個性豊かな地域文化を創造することを目指しています。この郷土資料館を活用して、恵庭の歴史・文化を伝えていきます。

【事業の例】

- “ふるさとの歴史・文化”体験学習の推進
- “むかしの恵庭”生活文化体験事業の実施
- 公民館事業との連携



(3) 読書活動の推進

地域ぐるみで取組む読書活動を通じて、人と人とのつながりを深め、世代を超えたコミュニティづくりやまちづくりを目指すことを基本理念としている「恵庭市読書活動推進計画」に基づき、読書活動の推進を図ります。

▼この基本目標は、下記の施策の展開を中心に推進していきます（重点施策）

①市民との協働による読書活動の推進

読書活動を通じた事業により、つながりを深め、コミュニティづくり、まちづくりを推進します。

【事業の例】

- 「恵庭まちじゅう図書館事業」の推進
- 関係機関やボランティア団体との連携拡大
- 「図書館まつり」の実施

②学校における読書活動の推進

心豊かな子どもの育成のため、読書習慣の形成等による青少年の育成を図ります。

【事業の例】

- 読み聞かせ活動の推進
- 就学前の読書活動推進
- 「小中学校調べる学習コンクール」の実施

(4) 文化芸術活動の推進

世代を超え、誰もが文化芸術活動に気軽に参加できるようなコミュニティづくりを図り、学校・社会教育施設と文化芸術活動団体等の連携や文化芸術の担い手やボランティアの育成等による文化芸術活動を推進します。

▼この基本目標は、下記の施策の展開を中心に推進していきます（重点施策）

①公共施設及び民間施設の活用と市民の活力を活かした文化芸術活動の推進

市民会館、公民館、夢創館などの公共施設及び民間施設の活用による地域に根ざした文化芸術活動のほか、芸術文化宅配事業等による文化芸術活動の推進を図ります。



【事業の例】

- 市民講座、公民館サークル活動の充実
- 公共施設及び民間施設での展示発表、舞台発表の推進
- えにわ芸術文化宅配事業の推進

②生涯を通じてだれもが文化芸術活動を行える環境づくり

文化団体の育成支援や文化振興事業の実施により、市内で文化芸術にふれる機会を増やす等環境づくりを推進します。

【事業の例】

- 「ジュニアクラシックコンサート」の実施
- 「えにわ市民文化祭」の実施
- 「親子で楽しむピアノコンサート」の実施

(5) スポーツ・健康づくりの推進

スポーツは、健康の維持及び増進並びに地域コミュニティづくり等多様な効果を生み出すものであり、「恵庭市スポーツ振興まちづくり条例」に基づき、夢を育みながら子どもから高齢者まで、誰もが生涯にわたって健康で元気に暮らせるまちの実現を図っていきます。

また、市民の健康づくりを推進するため、心身の健康に関する知識の啓発・普及やそれを担う人材育成、実践にむけた様々なサービスの提供等をとおり生活習慣病の予防や改善、介護予防などライフステージに応じた取組を推進します。

▼この基本目標は、下記の施策の展開を中心に推進していきます（重点施策）

①スポーツ・運動の推進

世界共通の人類の文化である“スポーツ”については、「スポーツ推進計画」に基づき、生涯を通じてスポーツ・運動に関わり心身ともに健康になれる環境を整備します。

【事業の例】

- スポーツ機会の提供
- スポーツボランティアの養成
- 子どもの体力の向上

②健康づくりの推進

市民自らが、ライフステージや心身の健康状態に応じて、学び・考え・行動できるよう学習機会の充実や啓発・普及等の健康づくりを推進します。

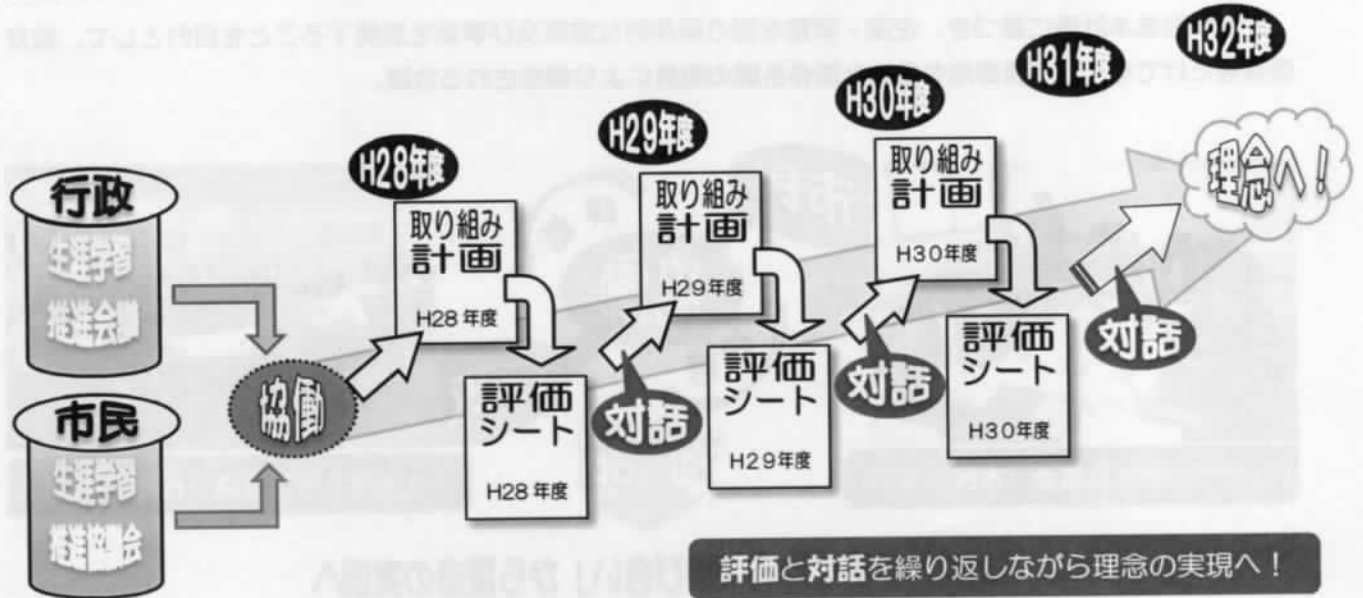
【事業の例】

- 身体活動、運動習慣に関する学習の推進
- 食育等、望ましい食生活に関する学習の推進
- 生活習慣病予防・介護予防に関する学習の推進

4 取組計画

「第4期生涯学習基本計画」において具体的に取組む内容については、重点施策を中心に、単年度ごとに、市民と行政が取組む内容を確認しながら積み重ねる方式で計画の推進を図ります。

計画の評価とあわせ、「計画」→「実施」→「評価」→「改善」を1サイクルとした全体を生涯学習基本計画としてとらえ、5年間で5サイクル繰り返すことにより、生涯学習基本計画が完成することになります。



第5章 計画の推進方法

1 推進の考え方

本計画においては、マネジメントサイクルを取り入れて計画の進捗状況を管理するとともに、事業評価をとおして、学びの提供、学びの拡散の推進を図ります。

目標管理のための成果指標を定めて進捗管理をしていきますが、成果指標だけでは、本来目的としている「学びの提供」や「学びの拡散」については、評価できないため、事業評価も合わせて実施することにより、計画の推進を図ります。

<マネジメントサイクルとは>

マネジメントサイクルとは、「計画 (Plan)」、「実行 (Do)」、「評価 (Check)」、「改善 (Action)」の4つの要素から成り、右図のように、「計画 (Plan)」→「実行 (Do)」→「評価 (Check)」→「改善 (Action)」の順に進むサイクルを繰り返すことであり、PDCAサイクルとよんでいます。まず、目標を設定し、目標を達成するための計画を策定し (P)、それに従って実行し (D)、どの程度目標を達成したかを評価 (C)し、評価結果をもとにして改善を図って (A)、次のステップではより効果的な計画を策定するものです。



2 推進の体制

市民組織である「生涯学習推進協議会」と、行政組織である「生涯学習推進会議」が協働で推進を図ります。

<生涯学習推進協議会とは>

生涯学習の推進を目的として、社会教育委員、文化関係者、体育関係者、福祉関係者、一般公募等の幅広い層から構成される協議会。

<生涯学習推進会議とは>

生涯学習基本計画に基づき、企画・調整を図り具体的な施策及び事業を展開することを目的として、教育委員会だけでなく、市長部局も含めた関係各課の職員により構成される会議。



生涯学習推進協議会 (市民組織)



生涯学習推進会議 (行政組織)

市民と行政による「学び合い」から理念の実現へ

3 成果指標

(1) 地域コミュニティ活動の推進

(重点施策)

- ①コミュニティ事業の推進
- ②年齢を問わない学びの場の推進
- ③多世代の居場所づくり
- ④参加者の増加
- ⑤参画者の増加

| 成果指標 | H26 | 目標 (H32) |
|---------------|-----|----------|
| 市民活動センターの利用者数 | - | UP |
| 体験型事業箇所数 | 8箇所 | UP |

(2) ふるさと教育の推進

(重点施策)

- ①ふるさとの良さを学ぶ
- ②郷土資料館の活用

| 成果指標 | H26 | 目標 (H32) |
|---------------------------------|-----|----------|
| ふるさと意識が高いまちだと感じる市民の割合 (市民アンケート) | 45% | UP |

(3) 読書活動の推進

(重点施策)

- ①市民との協働による読書活動の推進
- ②学校における読書活動の推進

| 成果指標 | H26 | 目標 (H32) |
|----------------|-------|----------|
| 児童一人当たりの図書貸出冊数 | 75.6冊 | UP |
| 生徒一人当たりの図書貸出冊数 | 20.6冊 | UP |
| 市民一人当たりの図書貸出冊数 | 9.35冊 | UP |

(4) 文化芸術活動の推進

(重点施策)

- ①公共施設及び民間施設の活用と市民の活力を活かした文化芸術活動の推進
- ②生涯を通じてだれもが文化芸術活動を行える環境づくり

| 成果指標 | H26 | 目標 (H32) |
|-------------|--------|----------|
| 生涯学習施設の利用者数 | 52万8千人 | UP |

(5) スポーツ・健康づくりの推進

(重点施策)

- ①スポーツ・運動の推進
- ②健康づくりの推進

| 成果指標 | H26 | 目標 (H32) |
|--|-----|----------|
| この1年で運動やスポーツを週3日以上実施している市民の割合 (市民アンケート) | 30% | UP |

4 評価方法

(1) 基本目標に関する評価方法

成果指標をもとに、評価の実施及び改善策の検討を行い、次年度の計画に反映します。

(2) 事業評価方法

- ・事業運営者（行政）が評価する事業の実施計画を策定し、それを基に推進協議会委員が事業評価を実施します。その評価結果を踏まえて、事業運営者（行政）が最終評価を行います。翌年度には、前年度の最終評価を基に改善した実施計画を策定し、このサイクルを繰り返します。
- ・原則、計画期間（5年間）固定した事業について、継続的に評価を実施します。ただし、事業が継続しない等特別な理由がある場合は、別の事業について評価します。
- ・複数人による評価を行い、評価結果は、協議会においてとりまとめた上で先方に提示します。また、担当職員と検討する場を設け、お互いが学ぶ場として、計画の推進を図ります。なお、別途定める評価の視点を中心に評価を実施しますが、先方に提示する意見については、お互いの理解・意思疎通を図るため、極力具体的な意見にします。

(3) 「かつてに表彰」の実施

人づくり、交流、連携など、本計画の基本理念を推進する活動をしている市内全ての団体の活動を対象に表彰します。

5 評価の視点

Step1 学びとの出会い(準備段階)

<視点>

1. 他団体との連携(学びの広がり)
2. 地域の協力者を増やすための工夫
3. 継続性(事業の自立性、資金面での安定性等)
4. 次世代を担う“人づくり”への工夫(仕事を新たに任す等)
5. 情報収集・情報発信への取組姿勢(参加者増加への取組)

Step2 学びの広がり(事業実施)

<視点>

1. 事業(イベント)への参加者の増加(対策に対する結果)
2. 社会教育的な視点から、参加者、支援者に対する姿勢。
 - ・参加者・支援者の今後の行動を変えさせる工夫
 - ・参加者 → 支援者 → 参画者へのステップアップ
3. 事業継続のための工夫(飽きさせない工夫、マンネリ化からの脱却等)
4. 人材育成の成果

Step3 学びのつながり(事業後)

<視点>

1. 次回の事業実施への参画を促進する工夫と結果
(参加者や参加者の保護者への呼びかけ等)
2. 地域課題解決の取組につながったか(地域の見守りの実施等)
3. ネットワークづくりを実施しているか
(事業成果の発表等をとおした交流の推進)

恵庭市生涯学習推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 恵庭市における生涯学習の推進を図るため、恵庭市生涯学習推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次の事項について協議・検討を行なう。

- (1) 生涯学習基本計画の策定及び推進に関すること。
- (2) 生涯学習施策の評価・検証に関すること。
- (3) その他生涯学習の推進に必要な事項

(構成)

第3条 協議会は25人以内の委員をもって構成する。

2 協議会の委員は、社会教育委員及び生涯学習に関わる機関、団体等から推薦された者並びに生涯学習について識見を有する者をもって構成する。

(任期)

第4条 協議会の委員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げないものとする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に、会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、委員の内から、会長が指名する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(招集)

第6条 協議会は、必要に応じて会長が招集する。

(関係者の意見聴取)

第7条 協議会は、必要と認めるときは関係者の出席を求めることができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、教育委員会教育部社会教育課において行う。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

附則 この要綱は、平成18年4月1日から実施する。

附則 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。(一部改正)

附則 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。(一部改正)

【 恵庭市生涯学習推進協議会（第3期）委員名簿 】

| 区 分 | 所 属 団 体 名 | 役 職 | 氏 名 | 備 考 |
|----------|-------------|---------|-------|-----|
| 社会教育関係 | 社会教育委員の会議 | 委員長 | 庄司 宏 | 会 長 |
| | | 委 員 | 矢野 淳子 | |
| | | 委 員 | 吉川 武志 | |
| | | 委 員 | 中川 剛 | |
| | | 委 員 | 坂口由美子 | |
| | | 委 員 | 相馬亜弥子 | |
| | | 委 員 | 田島 与久 | |
| | | 委 員 | 茶園 利紀 | |
| | | 委 員 | 青野 菜名 | |
| | | 委 員 | 松田 一則 | |
| | 公民館運営審議会 | 委 員 | 沼田 俊子 | |
| | 図書館協議会 | 委 員 | 宮崎 文秀 | |
| | スポーツ推進委員会 | 委 員 | 春木 昌子 | |
| スポーツ指導員会 | 指導員 | 渡辺みい子 | | |
| 福祉関係 | 社会福祉協議会 | 事業管理課主事 | 加藤 孝子 | |
| その他機関 | 男女共同参画審議会 | 委 員 | 亀石 和代 | 副会長 |
| 市民団体 | 市民プラザ・アイル | 委 員 | 水野みどり | |
| | 女性ネットワークえにわ | 幹 事 | 水坂 達子 | |
| 一般公募 | | | 太田 実保 | |

恵庭市生涯学習推進会議設置要綱

(設置)

第1条 恵庭市生涯学習基本計画に基づき、本市の生涯学習推進に係る諸問題への対応を長期的視点に立ち、総合的に企画及び調整を図り、今後の具体的な施策及び事業を展開するため、生涯学習推進会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 会議は、次の各号に定める事項を審議する。

- (1) 生涯学習推進施策の総合的な企画、立案及び調整に関すること。
- (2) 生涯学習推進に係る基本的課題（基盤整備及び今日的課題のことをいう。）の審議及び検討に関すること。
- (3) その他生涯学習の推進に必要と認められるものに関すること。

(組織)

第3条 会議は、教育部次長及び別表に掲げる課の課長職をもって構成することとし、議長、副議長を置く。

2 議長は教育部次長とし、会議を統括する。

3 副議長は教育部社会教育課長とし、議長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議の開催)

第4条 会議は、必要に応じ議長が招集する。

2 議長が必要と認めたときは、構成員以外の職員を会議に加えることができる。

3 構成員に事故あるときは、あらかじめ議長に連絡し、当該構成員が指名した職員がその職務を代理することができる。

(専門部会の設置)

第5条 会議に専門的な事項を調査検討するため、専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、主査職、社会教育主事等で構成し、部会長は、会議の中から議長が選任する。

(関係者の出席)

第6条 議長は、必要に応じて会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、教育部社会教育課において行う。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則

この要綱は、平成11年6月21日から実施する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成22年2月12日から実施する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から実施する。

別表（第3条関係）

| | |
|-------|--|
| 企画振興部 | 企画・広報課 |
| 総務部 | 総務課 |
| 生活環境部 | 市民活動推進課、廃棄物管理課、環境課 |
| 保健福祉部 | 介護福祉課、子ども家庭課、子育て支援課、保健課 |
| 経済部 | 農政課、花と緑・観光課 |
| 教育部 | 教育総務課、施設課、学校給食センター、 社会教育課、スポーツ課、図書課、郷土資料館 |

【 基本計画策定までの経過 】

| | 開催月日 | 主な検討議題 |
|---|-------------|--|
| 1 | 平成27年5月14日 | 「第1回生涯学習推進会議」 ・第3期生涯学習基本計画の評価・検証 ・第4期生涯学習基本計画に向けた改善点について |
| 2 | 平成27年5月27日 | 「第1回生涯学習推進協議会」 ・委嘱状交付、会長、副会長の選任 ・第3期生涯学習基本計画の評価・検証 |
| 3 | 平成27年6月29日 | 「第2回生涯学習推進協議会」 ・講話「地域を知り、つながりをつくる学びとして生涯学習計画づくり」 ・ワークショップ テーマ1「恵庭市の地域課題を考えよう」 テーマ2「どんな学習が求められているか」 |
| 4 | 平成27年7月22日 | 「第3回生涯学習推進協議会」 ・ワークショップ テーマ「基本目標と理念について」 |
| 5 | 平成27年8月21日 | 「第4回生涯学習推進協議会」 ・全体協議 「基本理念と基本目標について」 ・グループ協議 「計画の評価方法について」 |
| 6 | 平成27年9月11日 | 「第2回生涯学習推進会議」 ・全体協議 「第4期生涯学習基本計画素案について」 「成果目標について」 |
| 7 | 平成27年9月30日 | 「第5回生涯学習推進協議会」 ・全体協議 「基本理念と基本目標について」 「評価方法と評価の視点について」 |
| 8 | 平成27年10月28日 | 「第6回生涯学習推進協議会」 ・全体協議 「計画素案について」 「事業評価方法と評価の視点について」 ・グループ協議 テーマ「課題解決または理念、目標達成に向けた具体的施策について」 |

※講師兼アドバイザー

北海道大学高等教育推進機構 特任教授・教育学博士 木村 純氏

【 生涯学習のまちづくり推進計画 】

| 実施内容 | 実施年度 |
|--|--------|
| 生涯学習推進委員会（仮称）の設置 生涯学習推進委員会（仮称）の設置 生涯学習推進委員会（仮称）の設置 | 平成28年度 |
| 生涯学習推進委員会（仮称）の設置 生涯学習推進委員会（仮称）の設置 生涯学習推進委員会（仮称）の設置 | 平成29年度 |
| 生涯学習推進委員会（仮称）の設置 生涯学習推進委員会（仮称）の設置 生涯学習推進委員会（仮称）の設置 | 平成30年度 |
| 生涯学習推進委員会（仮称）の設置 生涯学習推進委員会（仮称）の設置 生涯学習推進委員会（仮称）の設置 | 平成31年度 |
| 生涯学習推進委員会（仮称）の設置 生涯学習推進委員会（仮称）の設置 生涯学習推進委員会（仮称）の設置 | 令和元年度 |
| 生涯学習推進委員会（仮称）の設置 生涯学習推進委員会（仮称）の設置 生涯学習推進委員会（仮称）の設置 | 令和2年度 |
| 生涯学習推進委員会（仮称）の設置 生涯学習推進委員会（仮称）の設置 生涯学習推進委員会（仮称）の設置 | 令和3年度 |
| 生涯学習推進委員会（仮称）の設置 生涯学習推進委員会（仮称）の設置 生涯学習推進委員会（仮称）の設置 | 令和4年度 |
| 生涯学習推進委員会（仮称）の設置 生涯学習推進委員会（仮称）の設置 生涯学習推進委員会（仮称）の設置 | 令和5年度 |



第4期恵庭市生涯学習基本計画

恵庭市教育委員会 教育部 社会教育課

平成28年3月策定

